

目 次

第1号（5月11日）

告 示

..... 1

応招議員

..... 1

議事日程

..... 2

本日の会議に付した事件

..... 2

出席議員

..... 3

欠席議員

..... 4

事務局職員出席者

..... 4

説明のため出席した者の職氏名

..... 4

| | |
|----------------------------|-----|
| 開 会 | |
| | 4 |
| 仮議席の指定 | |
| | 5 |
| 津和野町議会議長の選挙について | |
| | 5 |
| 議席の指定 | |
| | 7 |
| 会議録署名議員の指名 | |
| | 8 |
| 会期の決定 | |
| | 9 |
| 津和野町議会副議長の選挙について | |
| | 9 |
| 津和野町議会常任委員会委員の選任について | |
| | 1 1 |
| 津和野町議会運営委員会委員の選任について | |
| | 1 2 |

津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

ついて

.....

..... 14

津和野町議会選出の鹿足郡環境衛生組合議会議員の選挙について

..... 15

津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について

..... 16

津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙につ

いて

.....

..... 17

町長提出第71号議案

..... 23

町長提出第72号議案

..... 26

町長提出第73号議案

..... 26

閉 会

..... 3 1

署 名

..... 3 2

津和野町告示第 25 号

平成 22 年第 3 回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 22 年 5 月 6 日

津和野町長

下森 博之

1 期 日 平成 22 年 5 月 11 日

2 場 所 津和野町役場第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君

村上 英喜君

板垣 敬司君

竹内志津子君

道信 俊昭君

岡田 克也君

三浦 英治君

青木 克弥君

齋藤 和巳君

河田 隆資君

川田 剛君

小松 洋司君

米澤 宥文君

後山 幸次君

沖田 守君

滝元 三郎君

○応招しなかった議員

平成 22 年 第 3 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
1 日)

平成 22 年 5 月

11 日 (火曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 22 年 5 月 11 日 午

前9時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 津和野町議会議長の選挙について

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 津和野町議会副議長の選挙について

追加日程第5 津和野町議会常任委員会委員の選任について

追加日程第6 津和野町議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合
議会議員の選挙について

追加日程第8 津和野町議会選出の鹿足郡環境衛生組合議会議員の
選挙について

追加日程第9 津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員
の選挙について

追加日程第10 津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会
議員の選挙について

追加日程第11 町長提出第71号議案 津和野町監査委員の選任に

ついて

追加日程第 12 町長提出第 72 号議案 専決処分の承認を求めることについて

津和野町税条例の一部改正に

ついて

追加日程第 13 町長提出第 73 号議案 専決処分の承認を求めることについて

津和野町国民健康保険税条例

の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 津和野町議会議長の選挙について

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 津和野町議会副議長の選挙について

追加日程第 5 津和野町議会常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 津和野町議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7 津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合
議会議員の選挙について

追加日程第 8 津和野町議会選出の鹿足郡環境衛生組合議会議員の
選挙について

追加日程第 9 津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員
の選挙について

追加日程第 10 津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会
議員の選挙について

追加日程第 11 町長提出第 71 号議案 津和野町監査委員の選任に
ついて

追加日程第 12 町長提出第 72 号議案 専決処分の承認を求めるこ
とについて

津和野町税条例の一部改正に

ついて

追加日程第 13 町長提出第 73 号議案 専決処分の承認を求めるこ
とについて

津和野町国民健康保険税条例

の一部改正について

出席議員（16名）

1番 京村まゆみ君

2番 村上 英喜君

3番 板垣 敬司君

4番 竹内志津子君

5番 道信 俊昭君

6番 岡田 克也君

7番 三浦 英治君

8番 青木 克弥君

9番 斎藤 和巳君

10番 河田 隆資君

11番 川田 剛君

12番 小松 洋司君

13番 米澤 宕文君

14番 後山 幸次君

15番 沖田 守君

16番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 ……………

長嶺 常盤君

参事 …………… 右田 基司君 総務財政課長 ……………

島田 賢司君

税務住民課長 …………… 米原 孝男君 健康保険課長 ……………

水津 良則君

商工観光課長 …………… 山岡 浩二君 農林課長 ……………

田村津与志君

建設課長 …………… 伊藤 博文君 地域振興課長 ……………

長嶺 清見君環境生活課長 …………… 長嶺 雄二君 教育次長

…………… 世良 清美君

会計管理者 …………… 山本 典伸君 まちづくり政策課長……

…………… 村田 祐一君

営業課長 …………… 大庭 郁夫君

午前9時00分開会

○事務局長（齋藤 等君） おはようございます。事務局長の齋藤でございます。本日は、よろしく申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の後山幸次議員を御紹介申し上げますとともに、臨時の議長の職務をよろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。後山議員。

○臨時議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。ただいま紹介をされました後山幸次です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第3回津和野町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

_____ . _____ . _____

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（後山 幸次君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第 2 . 津和野町議会議長の選挙について

○臨時議長（後山 幸次君） 日程第 2、津和野町議会議長の選挙についてを議題といたします。

それでは、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（後山 幸次君） ただいまの出席議員は 16 名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条の第 2 項の規定によって、立会人に 16 番、板垣敬司君、15 番、道信俊昭君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（後山 幸次君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後山 幸次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（後山 幸次君） 異状なしを認めます。

ただいまから投票を行います。仮議席 1 番議員から、順番に投票を願います。

〔議員投票〕

○臨時議長（後山 幸次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後山 幸次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。板垣敬司君、道信俊昭君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（後山 幸次君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 16 票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。有効投票 9 票、無効投票 7 票です。有効投票のうち、滝元三郎君 9 票であります。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、滝元三郎君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（後山 幸次君） ただいま議長に当選されました滝元三郎君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

ここで、新議長のあいさつを受けたいと思います。自席でお願いいたします。

○議員（仮議席3番 滝元 三郎君） 一言、就任のごあいさつを申し上げたいと存じます。

このたび、不肖この私、皆様方の御推挙をいただきまして、議長という要職に就任をさしていただくことになりましたことは、まことに身に余る光栄であると思っております。

今さら申し上げるまでもないことですが、議会というものは議論の場であり、言論の府でございます。町民の皆様方の負託を受けて、町勢の発展、住民福祉の向上のために一層議論を進化させてまいりたいというふうに考えております。町民の皆様方の役に立つ議会、あるいは、より存在価値のある議会を目指して不偏不党、忠実公正を旨として、誠心誠意努力をしてまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましては、今後、より一層の御協力、御支援を賜りますように、

よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

甚だ簡単でございますけれども、就任に当たってのごあいさつとさ
していただきます。ありがとうございました。(拍手)

○臨時議長（後山 幸次君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を終
わらしていただきます。議員の皆様の御協力によりまして無事大任を
果たすことができました。ありがとうございました。

それでは、滝元議長、議長席にお着きを願います。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、先ほども申し上げましたけれども、
どうぞ今後ともひとつ御支援、御協力のほど、よろしくお願いを申し上
げます。

それでは、引き続き会議を進めたいと思います。

議事日程の追加がありますので、暫時休憩といたします。

午前9時15分休憩

.....

午前9時16分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議事日程の追加を行います。

追加議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。直ちにこれを追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、日程を追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1．議席の指定

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第1、議席の指定を議題といたします。

お諮りをいたします。議長の議席は16番ということにいたしまして、議席を交代をさしていただきたいというふうに思います。

また、後ほど選挙していただく副議長につきましても、議席を15番として、副議長に当選された時点で議席を交代をさしていただきたいというふうにと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定をいた

します。

.....

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番 | 京村まゆみ議員 | 2 番 | 村上 英喜議員 |
| 3 番 | 板垣 敬司議員 | 4 番 | 竹内志津子議員 |
| 5 番 | 沖田 守議員 | 6 番 | 岡田 克也議員 |
| 7 番 | 三浦 英治議員 | 8 番 | 青木 克弥議員 |
| 9 番 | 斎藤 和巳議員 | 1 0 番 | 河田 隆資議員 |
| 1 1 番 | 川田 剛議員 | 1 2 番 | 小松 洋司議員 |
| 1 3 番 | 米澤 宏文議員 | 1 4 番 | 後山 幸次議員 |
| 1 5 番 | 道信 俊昭議員 | 1 6 番 | 滝元 三郎議員 |

.....

○議長（滝元 三郎君） それでは、先ほど申しあげましたように議席の交代、休憩中にお願いをいたしたいというふうに思います。

暫時休憩といたします。

午前 9 時 18 分休憩

.....

午前 9 時 19 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、京村まゆみ君、2番、 村上英喜君を指名いたします。

追加日程第3. 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今回の臨時会の会期は、本日1日限りということにいたしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、今臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

追加日程第4. 津和野町議会副議長の選挙について

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第4、津和野町議会副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は投票で行います。議場の……。2番。

○議員（2番 村上 英喜君） 休憩の動議をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 賛同者はおられますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、所定の賛同者がおられますので、暫時休憩いたします。

午前9時21分休憩

.....

午前9時25分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長の選挙につきましては、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（滝元 三郎君） ただいまの出席議員は16名であります。

お諮りをいたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に14番、後山幸次君、13番、米澤宕文君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○議長（滝元 三郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（滝元 三郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（滝元 三郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。14番、後山幸次君、13番、米澤宥文君の立ち会いをお願いをいたします。

〔開票〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数16票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。有効投票11票、無効投票5票です。有効投票のうち、沖田

守君 11 票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、沖田守君が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（滝元 三郎君） ただいま副議長に当選されました沖田守君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

ここで、副議長のごあいさつを受けたいと思います。自席でお願いをいたします。

○議員（5 番 沖田 守君） ただいま副議長の選挙をいただきまして、不肖沖田守、津和野町議会の副議長に当選をさせていただきました。

議長を補佐をして、この津和野町議会の議会運営が公平公正な運営ができるように、議長を補佐してまいりたいと、そのように決意をいたす所存であります。

同僚議員の各位には、御協力を賜りますようお願いを申し上げて、甚だ簡単ではありますがごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（滝元 三郎君） それでは、先ほど議席を決定をいただきまし

たけれども、その際、御説明をし御承認をいただきましたとおり、副議長席は15番としておりますので、15番の方は交代をお願いいたします。休憩中にひとつお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前9時34分休憩

.....

午前9時35分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

.....

追加日程第5. 津和野町議会常任委員会委員の選任について

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第5、津和野町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前9時36分休憩

.....

午前9時47分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再

開いたします。

各常任委員会委員は、委員会条例によって定数を総務常任委員会 6 人、文教民生常任委員会及び経済常任委員会各 5 人と規定をされております。

お諮りをいたします。各常任委員会委員の選任につきましては、事前に取りまとめを行った結果、総務常任委員会委員に板垣敬司君、米澤岩文君、小松洋司君、道信俊昭君、川田剛君、それに私、滝元三郎、以上の 6 人、文教民生常任委員会委員に竹内志津子君、京村まゆみ君、青木克弥君、斎藤和巳君、三浦英治君、以上の 5 人、経済常任委員会委員に後山幸次君、河田隆資君、沖田守君、岡田克也君、村上英喜君、以上の 5 人で、委員会定数のとおりであります。それぞれの常任委員会委員に指名をしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げました皆様方を、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

従来からの慣例で、議長は常任委員会委員を辞退をするということになっておりますけれども、今回も慣例のとおり辞退をいたしたいと

いうようにと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御同意をいただきましたので、議長は常任委員会委員を辞任をすることに決定をいたしました。

それでは、それぞれの正副常任委員長の互選をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前9時50分休憩

.....

午前9時55分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

休憩中に、それぞれ常任委員会を開催をしていただき、正副委員長について御協議いただきましたので、その結果を御報告いたします。

総務常任委員会委員長に板垣敬司君、総務常任委員会副委員長に道信俊昭君、文教民生常任委員会委員長に青木克弥君、文教民生常任委員会副委員長に竹内志津子君、経済常任委員会委員長に村上英喜君、経済常任委員会副委員長に岡田克也君がそれぞれ選任をされております。

_____ . _____ . _____

追加日程第6. 津和野町議会運営委員会委員の選任について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして追加日程第6、津和野町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員は、委員会条例によって定数を7名以内と規定をされております。構成人数並びに委員の選任、さらには正副委員長の互選につきまして御協議をお願いをいたしたいと思っております。

それでは、暫時休憩といたします。

午前9時57分休憩

.....

午前10時06分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

津和野町議会運営委員会の委員について選任いただきましたので、報告をいたします。

津和野町議会運営委員会委員は、板垣敬司君、青木克弥君、村上英喜君、道信俊昭君、斎藤和巳君、後山幸次君、竹内志津子君、以上の7人の方々が選任されました。

ただいまより、これらの委員の方々に正副委員長について互選をい

ただきたいと思います。

暫時休憩といたします。

午前 10 時 07 分休憩

.....

午前 10 時 09 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

それでは、津和野町議会運営委員会の正副委員長について選任いただきましたので、報告いたします。

委員長に斎藤和巳君、副委員長に後山幸次君がそれぞれ選任されました。

なお、議会運営委員会は、会期の決定等について閉会中の継続審査及び調査を行うこととなります。

お諮りをいたします。議会運営委員会の会期の決定等について、閉会中の継続審査及び調査について、これを付与することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の会期の決定等については、閉会中の継続審査及び調査

に付することに決定をいたしました。

それでは、前の時計で10時30分まで休憩といたします。

午前10時10分休憩

.....

午前10時32分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

追加日程第7. 津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第7、津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議員は4名選出であります。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがあります。この選挙につきましては指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、選

挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。被選挙人の指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、議長において指名することに決しました。

津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員に米澤 宥文君、斎藤和巳君、沖田守君、それに私を指名をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名をいたしました4名を、津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。ただいま指名いたしました4名を、津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員とすることに決しました。

米澤宥文君、斎藤和巳君、沖田守君、それに私、滝元三郎が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたしま

す。

追加日程第 8 . 津和野町議会選出の鹿足郡環境衛生組合議会議員の選挙について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして追加日程第 8、津和野町議会選出の鹿足郡環境衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議員は 4 名選出であります。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条の規定を準用して投票と指名推選とがございます。この選挙につきましては指名推選としたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。被選挙人の指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議

長において指名することに決しました。

津和野町議会選出の鹿足郡環境衛生組合議会議員に小松洋司君、三浦英治君、村上英喜君、川田剛君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を、津和野町議会選出の鹿足郡環境衛生組合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名をいたしました4名を、津和野町議会選出の鹿足郡環境衛生組合議会議員とすることに決しました。

小松洋司君、三浦英治君、村上英喜君、川田剛君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

追加日程第9．津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして追加日程第9、津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議員は3名選出であります。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがございますが、この選挙につきましては指名推選といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名をすることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決しました。

津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員に道信俊昭君、青木克弥君、岡田克也君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名をいたしました3名を、津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名いたしました3名を、津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員とすることに決しました。

道信俊昭君、青木克弥君、岡田克也君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

追加日程第10. 津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして追加日程第10、津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議員は2名選出であります。

選挙の方法については、同様に地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがございますが、この選挙につきましては指名推選といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、選

挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、議長において指名することに決しました。

津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員に竹内志津子君、京村まゆみ君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしました2名を、津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名いたしました2名を、津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員とすることに決しました。

竹内志津子君、京村まゆみ君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前10時42分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは、休憩前に引き続きまして本会議を再開いたします。

まず、その前に私のほうから執行部の皆様方に一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

このたび、不肖私、議員の皆様方の御推挙をいただきまして、議長という要職に就任をさしていただきまして、非常に身に余る光栄というふうに考えております。

町民の皆様方の負託にこたえて、町勢の発展、住民福祉の向上のために町民の皆様方の役に立つ議会、あるいは、より存在価値のある議会というものを目指して、誠心誠意努力をしております。

執行部の皆様におかれましては、議会と執行部、役割こそ違え、目的は同じだというふうに考えております。今後、何かと御面倒な要望あるいは申し入れ等々さしていただくこともあろうかと思っておりますけれども、どうぞ目的を達成するために御理解をいただき、今後とも御支援、御

協力をいただきますようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

それでは、ここで町長よりごあいさつをいただきまして、町執行部の御紹介をお願いをいたします。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、失礼いたします。

本日は、津和野町第3回の臨時会の開催に当たりまして、皆様方にはお忙しい中御参加をいただき、まことにありがとうございました。

ただいま、滝元議長よりお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいというふうに思っております。

まずは、このたびの津和野町議会議員選挙におきましては、皆様方には晴れて御当選をされましたこと、心からお祝いを申し上げる次第でございます。

そして、本日のこの議会、午前中の中で新しく議長、それから副議長もお決まりになられたというふうにも思っております。そして、新しい委員会もまた設置をされ、新しく体制が整ったというふうに拝察をするところでございまして、また今後とも皆様方にはどうぞよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

今さらながら、皆様もよく御承知のとおりでございますが、津和野町

も本当に財政のほうも再建途上にあるわけでございまして、そして、それにもかかわらずいろんなまた町政の課題もふえてきております。問題山積といったことがふさわしい言葉でありますけれども、そうした中でしっかり危機感を持って、これから津和野町の活性のために我々もいろんな提案をさしていただくことになろうかというふうに思っております。どうぞ、議会の皆様方におかれましては、町民の皆さんのまた代表として、そしてその負託にこたえるためにも、こうした我々の提案に対しまして大所高所からの御意見あるいは御指導等をいただき、そして最終的には何とぞ御理解をいただくと、そういう中でまた町政のほうも進めさしていただければというふうに思っているわけでございまして、今後とも皆様方には何とぞ御協力をいただきますように、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

なお、4月1日から私どもも新たに機構改革をしております。また、今回の改選で新しく議員になられた方々も多数おられるわけでございまして、この後、それぞれ執行部側の紹介をさしていただきたいというふうに思っております。何とぞよろしくお願いを申し上げまして、私からのごあいさつにさしていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 失礼いたします。皆さん、おめでとうございます。先ほど町長がお話しいたしましたように、これから執行部のほうの自己紹介をさせていただきたいというふうに思います。

私、副町長の長嶺常盤と申します。町長ごあいさつにありましたように、近年、非常に自治体におきましては財政事情逼迫しておりまして、非常に厳しい状況ではございますけども、町長を補佐いたしまして精いっぱい頑張ったいと思います。どうぞ皆さんの御協力、御支援をよろしく願いいたしたいと思います。

それじゃ、こちらから順番に申し上げたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 4月1日から参事を拝命しております右田と申します。

津和野庁舎の総括と福祉事務所を担当いたします。どうかひとつよろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 失礼します。4月1日より、総務財政課長を拝命いたしました島田と申します。よろしく願いします。

所管事務は選挙、人事、消防、財政でございます。微力ではあります

が頑張りますので、今後とも御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） 税務住民課長の米原といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 4月1日より、機構改革に伴いまして、地域振興課の課長になりました長嶺清見でございます。

引き続き頑張りますので、どうかひとつよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 失礼します。この4月1日から教育委員会の教育次長を拝命いたしました世良と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

何分、若輩者でございますので、議員さん方々の御支援、御協力をお願いすることが多々あると思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 建設課長の伊藤でございます。何とぞ御支援、御指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 環境生活課長の長嶺雄二と申します。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 商工観光課長の山岡浩二と申します。

3年目になります。町の勢いの源であります経済の活性化に向けて頑張りたいと思いますので、よろしく御指導ください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 4月1日より農林課長を拝命しました田村と申します。よろしくお願いいたします。

担当は農業、林業、農業担い手支援センター、農業委員会、土地改良区を担当いたします。できる限り地域に出ながら、期待され期待にこたえ信頼される職務を遂行したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（村田 祐一君） 4月1日付の機構改革により

まして、まちづくり政策課の村田祐一と申します。

住民協働のまちづくりの推進、また行財政改革の推進に向けて一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 失礼します。4月1日付で新たに設置されました営業課を担当いたします大庭郁夫でございます。

私のところの業務といたしましては、広報、広聴、町の広報の日、いろんな皆様方の御意見を賜る業務、そして企画、町施策のいろんな総合的な調整をさせていただくこと。また、歳入強化でも、それから国際交流等も担当いたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 失礼します。健康保険課長の水津と申します。よろしくお願いします。

私のほうの業務は、国民健康保険、介護保険、国民年金等の保険係、それから、健康相談、予防接種、検診等を担当します保健予防係、それから、地域包括支援センター、それと医療対策室、それと津和野庁舎のほうの総合の窓口が担当となっております。よろしくお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 会計管理者。

○会計管理者（山本 典伸君） 失礼いたします。この4月1日から会計管理者として出納室勤務となりました山本と申します。

健全な出納、金銭管理に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございました。

それでは、ただいまより議員の皆様の自己紹介をお願いいたします。
それでは、議席番号1番より順次お願いをいたします。

○議員（1番 京村まゆみ君） 初めて議員となりました京村まゆみです。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（2番 村上 英喜君） このたびで3期目になります村上と申します。よろしくお願いいたします。

○議員（3番 板垣 敬司君） このたび3期目になります板垣敬司でございます。常任委員会は、総務常任委員会になりました。よろしくお願いいたします。

○議員（4番 竹内志津子君） 同じく3期目になりました竹内志津子です。青原から通っております。以前と同じ文教民生常任委員会になりました。よろしくお願いいたします。

○議員（5番 道信 俊昭君） 道信俊昭でございます。2期目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（6番 岡田 克也君） 岡田克也です。昨年秋より、このたびで2期目になります。経済常任委員会に所属させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（7番 三浦 英治君） 三浦英治です。文教民生常任委員会に所属してもらったことになりました。よろしくお願いいたします。

○議員（8番 青木 克弥君） 青木克弥です。文教常任委員会の委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 斎藤和巳でございます。このたび、議会運営委員会の委員長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

○議員（10番 河田 隆資君） 河田隆資でございます。「さんずい」の河田でございます。経済常任委員会に所属しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（11番 川田 剛君） 川田剛でございます。「三本川」の川田でございます。このたび総務常任委員会に所属させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議員（12番 小松 洋司君） 小松洋司でございます。このたび、初めて当選さしていただきました。以前はそちら側に一時座っていたこともございます。常任委員会は、総務常任委員会に所属いたしました。よろしく願いいたします。

○議員（13番 米澤 宕文君） 米澤宕文です。総務常任委員会に配属というか属します。昨年10月からで2期目となります。よろしく願いいたします。

○議員（14番 後山 幸次） 14番、後山幸次でございます。執行部の皆様方には4年間、大変、議長として務めさせていただきました。大変お世話になりました。心からお礼を申し上げます。

今回、私も7期目の経験を、この8期目で十分に発揮させていただいて、最古参でありますので、津和野町議会の牽引者の役目として役割を果たしていきたいと、このように思っております。今後とも、どうぞよろしく願いをいたします。

○議員（15番 沖田 守君） 沖田守であります。15番の議席であります。きょう午前中、議員各位の御推挙で副議長という職をいただきました。これから4年間、この町が新しい町長を迎えて本当にいい町になるように執行部と議会と一緒に頑張ってほしいと、このように

改めて決意をしたところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

追加日程第 1 1. 議案第 7 1 号

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第 1 1、議案第 7 1 号津和野町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により除斥の対象となりますので、10 番、河田隆資君の退席を求めます。

〔河田隆資君 退席〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 7 1 号津和野町監査委員の選任について御説明を申し上げます。

津和野町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。平成 2 2 年 5 月 1 1 日提出、町長。

今回、監査委員といたしまして河田隆資さんをよろしくお願い申し

上げたいと思っております。住所が鹿足郡津和野町後田口234番地の1、生年月日が昭和27年2月21日でございます。

河田さんにつきましては、もう皆様よく御存じのとおりでございます。まして、御説明は要らないかと思いますが、現職の議員でございます。長年議会のほうもお務めになりまして、経験も豊かでございます。また、人格とあわせ、そうした面からも、この監査委員として大変ふさわしいお方であるというふうにとめていただいているところでございます。

何とぞ皆様方には御承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいまから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございます。これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。本案件につきましては、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、討

論を省略をし直ちに採決をいたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（滝元 三郎君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に12番、小松洋司君、11番、川田剛君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（滝元 三郎君） 念のために申し上げておきますが、本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載の上、投票を願います。なお、投票における表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（滝元 三郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

〔議員投票〕

○議長（滝元 三郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 投票漏れなしと認めます。

それでは、開票を行います。12番、小松洋司君、11番、川田剛君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数14票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成14票であります。以上のとおり全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（滝元 三郎君） 除斥者の出席を求めます。

〔河田隆資君 出席〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、ただいまの投票の結果、河田隆資が監査委員に選任されましたので、報告をいたします。

追加日程第 1 2. 議案第 7 2 号

追加日程第 1 3. 議案第 7 3 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして追加日程第 1 2、議案第 7 2 号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正について並びに追加日程第 1 3、議案第 7 3 号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についての 2 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 7 2 号でございます。津和野町税条例の一部改正についてでございますけれども、これにつきましては国の税制改正に伴いまして町の条例のほうも改正をさせていただくものでございますが、4 月 1 日よりの施行ということで、専決処分とさせていただいたものでございまして、今日、議会に報告をし承認を

いただきたいというふうに考えております。

それから、続きまして議案第73号でございます。こちらは、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。こちらも同じく、国の税制改正に伴うものでございます。今回、4月1日からの施行にあわせまして専決処分とさしていただいております。議会へ報告をし、御承認をいただきたいということでございます。

詳しくは、それぞれ担当課長より御説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第72号 専決処分の承認を求めることについて

津和野町税条例の一部改正について

.....

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第73号 専決処分の承認を求めることについて

津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第72号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） なかなか条文に書いてあるのと、それから説明をお聞きしただけではわからないんですけども、結局、その子ども手当の創設で家計の収入がふえるということで、扶養控除が今度は廃止になるというようなことなんですけど、最初の個人住民税についてはですね、それで結局、その家計にとってプラスの程度がどの程度になるかというようなのは、例えば平均、難しいかもしれませんが、平均の家庭においてどれぐらいの増収になるとかというような、そういう例はわかりませんですね。せっかく、子ども手当をいただくので収入がふえるなあと思うけど、家庭においては扶養控除が削られてしまうということで、本当に収入がどれぐらいふえるんだろうかというような不安があると思うんですけど、その点はきちっと、もしわかるようなことがありましたら教えていただきたいんですけど、なんかぬか喜びのよ

うな感じも受けるんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） この今回の条例の一部改正につきましては、上位法、いわゆる地方税法の改正に伴って、この町の税条例を改正するものでございます。

御質問にありましたように、子ども手当の創設に伴ってその部分に係る扶養控除を廃止するという内容でございまして、なかなかそこまではっきりと調査、研究はいたしておりませんが、いろいろテレビ、新聞等の報道によりますと、まあ、これもケース・バイ・ケースがあって、事情というか、子供さんが何人とか所得が何万円とかという、まあいろいろ諸事情はあるとは思いますが、一般的な話ですと、500万円年収があるあたり、そのあたりで全体のプラスマイナスの差といいますか、その辺が分かれ目になるのではないかというふうなことが、いろんな報道機関によって示されているというふうに、私自身は理解をしております。したがって500万円以上、仮に年収があるところであれば、扶養控除が廃止される分マイナスになると、以下であれば、子ども手当が創設される分プラスになるというような感じであろうというふうに私は思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 1ページの真ん中ぐらいに書いてあります、次に掲げる事項を記載した申告書を当該給与支払い者を經由して、というここの文字ですけども、これは源泉徴収票のことを意味するわけですよね。それで、もう一つ、1点がそれで、もう一つは確定申告をした人っていうのは自動的に税務署のほうから回ってくるんですか。そのあたり、ちょっと教えてください。別途にこれ町に出さなきゃいけない、何か申告書みたいなのがあるのかどうか、そのあたりを教えてください。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） 最初のお尋ねにつきましては、議員の言われるとおりでございます。

次の、町民税の、いわゆる申告のことですが、これは、ああして、国税・所得税の申告にあわせて町民税の申告もしていただくというシステムになっておりまして、国税・所得税の申告をするときに控除額、いわゆる扶養控除額は、先ほども説明しましたように33万円あるいは38万円、その国税と市町村民税の扶養控除の金額の差はありますが、

先ほども言いましたように、確定申告というのは、いわゆる所得税の申告のことです。で、町県民税の申告というのも別に、柱としてはあるんですが、確定申告と同時に申告をしていただくということでございます。税務署へ出す申告書と町県民税の申告書というのは、また別にあります、別々にあります。ですが、納税義務者、いわゆる申告者は1人です。ありますので、1回の申告で所得税も町県民税の申告も済ませてしまうということでございます。御理解いただけましたかどうかよくわかりませんが、そのようなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 書類は別個に町に対して出す必要はなくてということですね。もう自動的にこれは回ってきてわかるということですね。はい。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） 説明がまずくて申しわけなかったですが、そういうことでございます。申告は1回で済むということです。書類は別々に、書類というか納税義務者、いわゆる申告者から出す書類は1つということでございます。

○議員（5番 道信 俊昭君） わかりました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 非課税口座内少額上場株式等の配当についてですけども、結局これは、まあ、すごい大金持ちの方から見れば少額かもしれないんですけども、一般的に町民が、津和野町民の一般的な収入とか、それから資産から考えた場合には果たして少額かどうかということは、これは疑問があるなあと思うんですが、結局これまで課税されていた毎年新規投資額で100万円を上限ということで、これは100万円が課税されていたものが新たに、この非課税になってそれが3年間になると、毎年100万円ずつやると最大300万円のものが非課税になるというふうに解釈、私はしたんですけども、ということとは300万円の、まあ、生活に要らない資産があるというような方については、この300万円を税金がこれまではかかっただったかもしれないけど、これからかからないで非課税になるというような、そういう結局、まあ言えば町、300万円ぐらいの生活以外のお金を余分に持っている人にとっては非課税になるから、またこれは有利になるなというそういう内容のものだなあというふうに解釈するんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） この見直しにつきましては、いろいろな見方があるかと思うんですが、先ほど提案説明の中で申し上げましたように、個人の株式市場への算入を図ると、そんでもって経済を動かしていく一つの仕組みをつくっていかうという観点から、そういう有利な制度を24年から創設するというものでございまして、まあ言葉の言い方でその金が余るとか余らないとかというところは、ちょっと適切ではないかと思いますが、いわゆる議員言われるように最高限度300万円まで投資をする、そのことについては、非課税口座、これを設けておれば、その範囲内でその口座の中については非課税扱いとするというものでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 上位法によって、まあ町の税条例を変えろというものなんですけども、どうもせつかく子ども手当が出るの

に500万円以上の所得、これは例ではありましたが、そういう所得の方たちにとってはまた扶養控除がなくなるとか、それから株式についても本当に低所得の者にとっては、これは関係のないような法律だなあというふうに思います。やはり株式の会社とか、それからある程度お金を持っている人たちに有利な法律であると、まあ経済の活性化とかそういうことをねらったものではあるにしても、やはりもっと底辺を見据えた法律であるべきだなあと思いますので、私は反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 本案件に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございます。討論を終結いたします。

これより議案72号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。よって、本案件は承認することに決定しました。

続きまして、議案第73号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、本案件は承認することに決定いたしました。

○議長（滝元 三郎君） それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じたいと思います。

平成22年第3回津和野町議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後1時49分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員